

## 中小企業者の先端設備等の導入に係る固定資産税を 3 年間ゼロにします

生産性向上特別措置法（平成 30 年 6 月 6 日施行）に基づき、中小企業者が「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合、税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

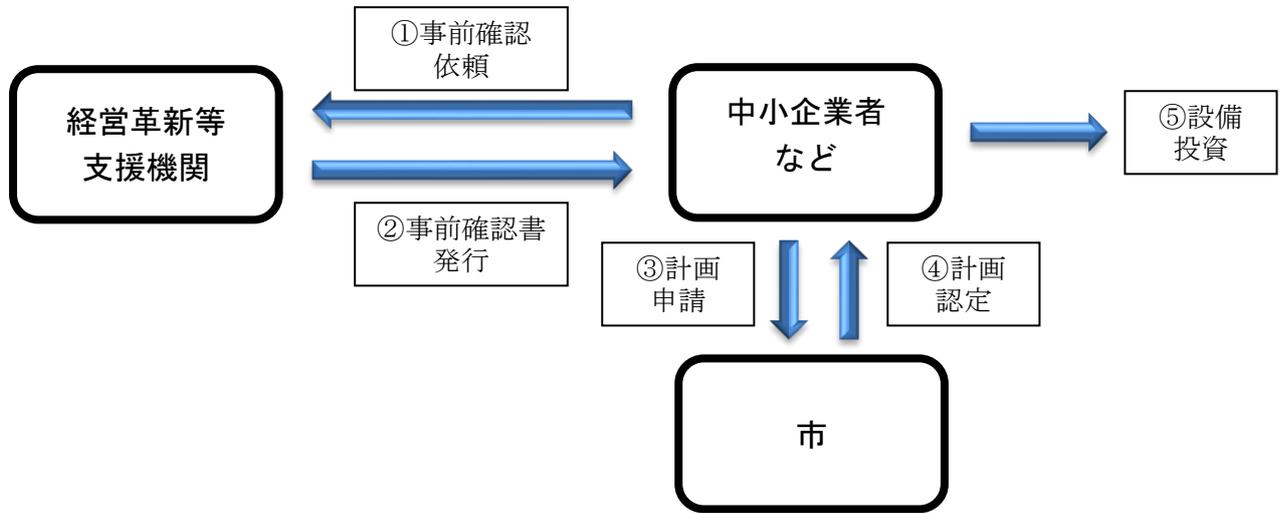
### 1 支援措置の内容

- (1) 固定資産税の課税標準を 3 年間ゼロに
- (2) 信用保証の特例措置
- (3) 国の補助金における審査時の加点措置

### 2 先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内 容															
対象者	中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に規定する者で市税の滞納がない者 <b>【例】</b> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業種</th> <th style="text-align: center;">資本金の額または 出資の総額</th> <th style="text-align: center;">常時使用する 従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">製造業</td> <td style="text-align: center;">3 億円以下</td> <td style="text-align: center;">300 人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">卸売業</td> <td style="text-align: center;">1 億円以下</td> <td style="text-align: center;">100 人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小売業</td> <td style="text-align: center;">5 千万円以下</td> <td style="text-align: center;">50 人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス業</td> <td style="text-align: center;">5 千万円以下</td> <td style="text-align: center;">100 人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	製造業	3 億円以下	300 人以下	卸売業	1 億円以下	100 人以下	小売業	5 千万円以下	50 人以下	サービス業	5 千万円以下	100 人以下
業種	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数														
製造業	3 億円以下	300 人以下														
卸売業	1 億円以下	100 人以下														
小売業	5 千万円以下	50 人以下														
サービス業	5 千万円以下	100 人以下														
対象地域 および業種	対象地域：市内全域 対象業種：全ての業種															
計画期間	3 年間、4 年間または 5 年間で、事業者が設定															
労働生産性	計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均 3% 以上向上すること <b>【算定式】</b> $\frac{\text{（営業利益＋人件費＋減価償却費）}}{\text{労働投入量（労働者数または労働者数×1人あたり年間就業時間）}}$															
先端設備等 の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 <b>【減価償却の種類】</b> 機械設備、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、 ソフトウェア															
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入促進指針および導入促進基本計画に適合するものであること</li> <li>・先端設備などの導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</li> <li>・認定経営革新等支援機関（商工会議所、金融機関など）において、事前確認を行った計画であること</li> </ul>															

### 3 認定フロー



### 4 固定資産税の特例

対象者	資本金額 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主などのうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1%以上向上する下記の設備（ソフトウェアは対象外） 【減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）】 ◆機械設備（160 万円以上／10 年以内） ◆測定工具および検査工具（30 万円以上／5 年以内） ◆器具備品（30 万円以上／6 年以内） ◆建物附属設備（60 万円以上／14 年以内） ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く
その他要件	・生産、販売活動の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を 3 年間ゼロに
その他	・適用期間は、平成 33 年 3 月 31 日までとなります。期間内に計画の認定を受け、設備を取得する必要があります。 ・工業会証明書の提出が必要です。

【例】1,000 万円の「機械設備（耐用年数 10 年）」を導入した場合の軽減税額

	課税標準額	税額
1 年度目	8,970,000 円	125,580 円
2 年度目	7,122,180 円	99,710 円
3 年度目	5,655,011 円	79,170 円
軽減税額合計		304,460 円